

6. 共済会の福利事業について

【資料内の用語について】

- ・DB・・・「確定給付企業年金」のこと
- ・福利掛金・・・現在の福利事業に関する「掛金」のこと。DB掛金との混同防止のため、福利掛金と表記します
- ・ソウェルクラブ・福利厚生センターのこと
- ・特例契約・・・平成19年度に共済会とソウェルクラブとの間で締結した契約。共済会に加入すると、自動的にソウェルクラブにも加入できるという契約内容。

最終更新日：2026年7月10日

No.	質問	回答
6-1	【重要】 ソウェルクラブとの特例契約終了に伴い、共済会の掛金は引き下げますか？	福利掛金を2027年4月分の請求から引き下げることで、理事会の諮問機関である合同委員会（2026年6月30日開催）にて答申を得ました。 引き下げ内容は、制度全体として1名あたりの福利掛金が年額で「3,950円」または「4,480円」の減額となるように掛金率を調整するものです。 その他、引き下げ対象となる福利掛金区分の詳細などについては、今後開催の委員会・理事会にて検討します。 ※ 引き下げ内容の根拠 ・「3,950円」・・・福利厚生センターの経過的福利厚生契約掛金に相当額 ・「4,480円」・・・令和8年度の特例契約掛金額（4,800円）から業務委託額（320円）を差し引いた額 ※ 引き下げは掛金率の変更によるものとし、計算は共済会の年金コンサルタント（タワーズワトソン社）にて行います。 ※ その他、詳しい内容は各法人宛に発送した、「2026年7月3日付 掛金の引き下げについて（重要）」をご覧ください。
6-2	福利掛金の引き下げは、2027年4月請求分からなっていますが、令和9年度の定時総会で最終決定するのではないですか？	その通りです。 現在（2026年7月）は合同委員会で答申を得た状態であり、今後、令和8年度 第2回理事会（2026年9月開催）での決議を経て、最終的には令和9年度 定時総会（2027年6月開催予定）で全会員にお諮りすることとなります。 引き下げ後の福利掛金率による請求開始時期については、以下の2案を予定しています。 ① 2027年4月から引き下げ後の内容で請求を開始し、定時総会では関連条項を2027年4月から適用する事で事後承認していただく ② 定時総会で承認をいただいてから、引き下げ後の内容を2027年4月請求分まで遡及適用する（7月請求時に4～6月分の差額精算が発生）
6-3	2027年4月に変更した後、福利掛金を変更することはありますか？	現時点では予定はありません。 ただし、DBの財政再計算と併せて、3年毎に財務状態と事業内容をチェックして福利掛金率の見直し要否を検討します。
6-4	「福利事業の再構築」とは何ですか？	今回のソウェルクラブ特例契約終了およびDB移行により発生する福利掛金の増減に応じ、共済会の福利事業を全体的に見直すことを指しています。 DB移行前（2027年4月）に福利掛金を引き下げる方針になったことにより、「再構築」の必要はなくなる見通しです。 その結果、次年度以降の共済会福利事業は、現行規模での継続を予定しています。

■ 7.特例契約終了・経過的福利厚生契約について（福利厚生センター）

【資料内の用語について】

- ・ソウェルクラブ・福利厚生センターのこと
- ・特例契約・・・平成19年度に共済会とソウェルクラブとの間で締結した契約。共済会に加入すると、自動的にソウェルクラブにも加入できるという契約内容。

最終更新日：2026年7月10日

No.	質問	回答
7-1	特例契約はいつ終了しますか？	2027年3月31日で終了となります。
7-2	「経過的福利厚生契約」とは何ですか？	現在の「特例契約」を引き継ぐもので、 「特例契約」によって利用可能なソウェルクラブのサービスを対象とする専用料金プランです（一部メニューを除く）。 ※ 本Q&Aに記載している「経過的福利厚生契約」の内容は、2026年7月現在の情報に基づいています。
7-3	特例契約が終了することで、何が変わりますか？	「経過的福利厚生契約」を締結しない場合、ソウェルクラブが実施している事業を利用することができなくなります。 詳しい内容は、福利厚生センターより各法人宛に郵送されている、 「2026年4月28日付 北海道共済会との特例契約終了と法人ごとのご契約への移行方法について（その3）※ 一部抜粋」をご覧ください。
7-4	「経過的福利厚生契約」の掛金額はいくらですか？	1名あたり「年額3,950円」です。
7-5	「経過的福利厚生契約」を締結する予定ですが、 来年度の新入職員を加入させる際も3,950円の掛金が適用になりますか？	法人として「経過的福利厚生契約」を締結すれば、 その後で加入させる職員に対しても、3,950円の掛金額が適用されます。
7-6	「経過的福利厚生契約」に関するスケジュールを教えてください。	ソウェル保険契約者や契約希望者の有無により、スケジュールが異なります。 【法人内にソウェル保険契約者がいて、保険を継続させたい場合】 2027年7月末までに、「加入意向書」をソウェルクラブに提出する必要があります。 ※ 「加入意向書」を提出しない場合、ソウェル保険の利用を継続することができなくなります。 【現在はソウェル保険契約者がいないが、2027年4月からソウェル保険を新規で利用したい場合】 2027年11月末までに、「加入意向書」をソウェルクラブに提出する必要があります。 ※ 「加入意向書」を提出しない場合、2027年4月からの保険利用はできません。 【ソウェル保険契約者や新規の保険利用希望者がいない場合】 2030年3月末までは「経過的福利厚生契約」を締結することができます。 （1名あたり年額3,950円の掛金で契約することができます） ※ 2030年3月末を過ぎると、「経過的福利厚生契約」としての契約はできなくなります（関連質問：No.7-12）。

■ 7.特例契約終了・経過的福利厚生契約について（福利厚生センター）

【資料内の用語について】

- ・ソウェルクラブ・福利厚生センターのこと
- ・特例契約・・・平成19年度に共済会とソウェルクラブとの間で締結した契約。共済会に加入すると、自動的にソウェルクラブにも加入できるという契約内容。

最終更新日：2026年7月10日

No.	質問	回答
7-7	2027年3月末の特例契約終了後、「経過的福利厚生契約」を締結する場合は、法人で手続きを行う必要がありますか？	各法人にて手続きいただく必要があります。 「経過的福利厚生契約」は各法人が福利厚生センターとの間で締結するもので、特例契約から自動的に契約移行するわけではありません。 なお、締結予定がない場合は、「経過的福利厚生契約への加入意向書」の提出は不要です。
7-8	「経過的福利厚生契約」を締結し、一部職員だけを対象とすることは可能でしょうか？	共済会ではお答えできないため、ソウェルクラブに直接お問い合わせください。
7-9	「経過的福利厚生契約」の掛金を、職員に全額または一部負担させることは可能ですか？	共済会ではお答えできないため、ソウェルクラブに直接お問い合わせください。
7-10	ソウェルカードは返却が必要ですか？	2027年3月末で特例契約が終了となるため、各法人、施設にて廃棄してください（返却は不要です）。 なお、2027年4月以降は以下の取り扱いになります。 ・経過的福利厚生契約を締結する・・・共済会与福利厚生センターからそれぞれ会員カードが届きます ・〃〃〃〃〃〃を締結しない・・・共済会からのみ会員カードが届きます
7-11	「経過的福利厚生契約」を締結した後は、共済会和ソウェルクラブにそれぞれ掛金を支払うことになりますか？	それぞれにお支払いいただくことになります。 （共済会＝月額払い、ソウェルクラブ＝年額払い）
7-12	「経過的福利厚生契約」の加入申し込み期限（2030年3月31日）を過ぎてしまった場合でも、申し込みすることはできますか？	「経過的福利厚生契約」の加入申し込み期限を過ぎた場合は、第1種（または第2種）での利用契約となるため、1名あたりの掛金が年額で10,000円となります（第2種は5,000円/年）。
7-13	「経過的福利厚生契約」を締結しないと、チケット幹旋や利用割引券などのサービスは受けられなくなりますか？	チケット幹旋や利用割引券は、共済会の「余暇支援事業」で実施しているため、「経過的福利厚生契約」を締結しなくても継続してご利用いただくことができます。 また、そのほかに貸付事業、給付・助成事業、永年勤続記念品贈呈事業等も共済会で実施しているため、継続してご利用いただくことができます。 ※ 特例契約終了後も引き続き利用できる共済会のサービス内容については、共済会から法人宛に発送した以下の通知をご覧ください 「2026年6月15日付 福利厚生センター特例契約終了に伴う共済会の福利事業について（第2報）」
7-14	特例契約が終了した後、本人、配偶者死亡弔慰金はようになりますか？	「経過的福利厚生契約」の締結有無により、利用可否が変わります。 ・経過的福利厚生契約を締結した場合・・・・・・ソウェルクラブのサービスとして利用できます。 ・〃〃〃〃〃〃を締結しなかった場合・・・利用することができなくなります。